

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

1) 朝来市の概要と特色

(地理的条件・自然環境)

本市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、南北約32km、東西約24kmの範囲に広がり、総面積は402.98km²で県全体の4.8%を占めている。北部は養父市と豊岡市、南部は神崎郡、東部は京都府と丹波市及び多可郡、西部は宍粟市に接している。北部に床尾山、東部に三国岳・栗鹿山、西部に須留ヶ峰・笠杉山・段ヶ峰がそびえ、日本海へ流れる円山川や瀬戸内海に流れる市川などの源流地域で兵庫県の南北の分水嶺を有し、緑豊かな森林と清らかな水に抱かれた、古くから自然の中に生活が深く溶け込んだ地域である。

市内には、朝来群山等の3つの県立自然公園区域があり、これらの自然環境の保全に配慮しながら、豊かな自然環境に親しめる空間として有効に活用されており、身近に自然に触れあえる公園等もある。

(交通条件)

本市は、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏とを結ぶ交通の要衝の地に位置し、北近畿豊岡自動車道(国道483号)と播但連絡道路が和田山JCT・ICで結節する高速道路網と、東西方向の国道9号・国道429号、南北方向の国道312号・国道427号とが交通軸となっている。北近畿豊岡自動車道は、平成24年11月に和田山JCT・ICから養父市八鹿町まで北伸され、養父市やその以北の地域から本市へのアクセスが便利になったことで、本市への吸引効果も高まっている。

また、鉄道網はJR山陰本線とJR播但線が和田山駅で結節している。これらの交通網を利用することで、京阪神からは鉄道、高速道路を利用し、おおよそ1時間半から2時間で、また、姫路からはJR播但線や播但連絡道路を利用し、おおよそ1時間で直結する距離にある。

(居住環境)

本市は、緑豊かな自然と多くの歴史文化遺産等に恵まれた環境を持ち、総合的にバランスの取れた住環境を形成している。安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの指標からみた「全都市住みよさランキング(2012年版)」(東洋経済新報社発表)では、全国第97位にランクされている。

また、高齢化社会が到来する中で、地域ごとに「地域自治協議会」が設立され、地域文化の伝承、特産品づくり、環境活動、生活互助、子弟・地域の安全・安心等の広範囲

の分野における活動を活発化している。

（観光資源）

本市には、口銀谷地域や竹田地域等の優れた景観が残されており、平成24年2月には景観法に基づく景観行政団体となって、平成24年度中に「朝来市景観計画」を策定する予定である。

また、竹田城跡、生野銀山跡、産業遺産ツーリズムとしての「鉱石の道」などをはじめとする歴史・産業遺産、あさご芸術の森美術館などの文化・芸術の施設、黒川温泉、よふど温泉などの温泉を抱え、多様な観光資源を有している。

とりわけ、全国屈指の山城「竹田城跡」は、平成18年に日本100名城に認定されて以降マスコミ・メディアにも多く取り上げられ、映画のロケ地になるなど全国から注目を集めている。観光入込客数は、平成20年度に約2万3千人であったものが、平成24年度は約10倍の20万人を越す勢いで急増している。

この集客効果を地域経済に波及させることが喫緊の課題となっており、本市では「朝来市観光基本計画」を平成25年度中に策定し、戦略的に取り組んでいく予定となっている。また、姫路市や豊岡市など近隣自治体と連携した広域的な取り組みによって、観光資源の魅力をさらに高めることが必要である。

（人口動向）

本市の人口は、平成22年で32,814人、世帯数は11,655世帯と5年前に比較していずれも減少傾向にあるが、平成24年度に入り、住民基本台帳人口は横ばいとなっており、減少傾向に歯止めがかかりつつある。全国的に人口減少社会に突入している中で、今後も人口減少をできるだけ留めることがまちづくりにとって必要であり、そのためにも、企業立地が重要な施策となっている。

平成22年の「昼間人口のうち県内他市町から本市に通勤・通学してくる人」は3,656人であり、「夜間人口のうち県内他市町へ従業・通学している人」と比較して562人超過しており、本市の雇用力は周辺市に比べて高い。

また、就業人口の構成比も二次産業が30.6%と兵庫県全体より約4ポイント上回っており、豊富な労働力を持つ本市は製造業の立地に適した環境にあるとみられる。

表1 朝来市の人口（平成22年国勢調査より）

人口 (人)			世帯数 (世帯)	昼夜間人口(人)		産業別就業人口 構成比		
総数	男	女	総数	夜間人口のう ち、県内他市町 へ従業・通学	昼間人口のう ち、県内他市町 から通勤・通学	一次 産業	二次 産業	三次 産業
32,814	15,727	17,087	11,655	3,094	3,656	6.8%	30.6%	62.6%

2) 既存産業の集積状況と高度化への取組

(産業の特徴)

本市の工業は、兵庫県内陸部の自然環境の下、安定した地盤から地震の少ない土地と豊かな用水等の地理的条件、京阪神の近傍に位置する位置的条件、京都・大阪および瀬戸内と日本海とを結ぶ交通網の要衝という交通条件等に支えられている。

また、戦前から地域資源を活用した酒造等食品、家具、鉱業等が生まれ、太平洋戦争中には、大阪のスプリング工場の疎開によってバネ工業の集積が始まり、その後の時代変化とともに集積を高め、他業種の立地も合って、多様かつ個性ある産業集積を形成してきている。

平成22年の本市製造業の製造品出荷額等は約653億円であり、付加価値額は約281億円となっている。付加価値率（付加価値額／製造品出荷額）については、43.1%と兵庫県全体よりも5.9ポイント上回っており、付加価値の高いものづくりが行われている。

表2 朝来市の製造業（平成22年工業統計表より）

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷 額等(万円)	付加価値額 (万円)	付加価値率	(参考)兵庫県 付加価値率
朝来市総計	84	3,428	6,532,585	2,812,705	43.1%	37.2%

(農商工連携、創業、第二創業、経営革新)

本市の特産品としては、「岩津ねぎ」がブランドとなっている。この「岩津ねぎ」の地域ブランド確立に向け、地域の農商工の関係者が一体となって「朝来市岩津ねぎ産地化協議会」を平成18年に設立し、「岩津ねぎ」を使った加工品の商品化、販路開拓等の多方面の活動に取り組んでいる。

また、市内既存企業の中には、異業種への参入を行う企業、朝来市商工会の農商工連携や経営革新計画を活用して新商品開発に取り組んでいる企業もある。

(情報通信インフラの整備状況)

本市では、企業や市民からの要望も高かったインターネットの高速、大容量化に対応する市内全域の光ファイバー敷設事業について、平成24年度から取り組んでいる。本計画の期間内である平成26年度中には整備完了予定であり、市内企業にとっても、事業環境が飛躍的に高まることが期待されている。

(企業誘致等の取組状況)

本市では、企業立地法に基づく基本計画の同意を受け、平成20年度より、現計画に基づく各種取り組みを行ってきた。その結果、企業立地計画3件、事業高度化計画1件について、兵庫県の承認を受けるなど着実な成果を挙げている。

<主な取組項目>

- ・市内工場用地等調査
- ・山東工業団地の整備・分譲
- ・朝来市企業誘致及び雇用促進条例の改正
- ・工場等新增設奨励金、機械等奨励金の創設
- ・兵庫県産業集積促進地区指定の拡大
- ・企業立地パンフレット、事業所ガイドブックの作成・配布
- ・企業誘致を含む企業対応窓口となる「経済振興課」の設置
- ・市長企業訪問
- ・誘致企業への訪問
- ・高校生キャリアセミナー、合同企業説明会の開催 など

とりわけ、工場等の新設、増設や機械等設備投資に関する奨励金は、支援内容や条件等を充実してきている。

【企業誘致及び雇用促進奨励金制度】

種類	要件	奨励金額、期間等
企業立地促進奨励金	投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、操業開始の日前3箇月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者で、市内に住所を有するものが3人以上いること	奨励金額：投下固定資産総額の5% 補助限度額：3,000万円 ※新設または増設に対して1回限り
固定資産税相当額奨励金	投下固定資産総額が3千万円以上（小売業の新設にあたっては、5千万円以上）で、かつ、操業開始の日前3箇月から操業開始の日後6年までの間に新たに雇用	奨励金額：固定資産税相当額 期間：6年間
雇用促進奨励金	され、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者で、市内に住所を有するものが3人以上いること	奨励金額：新規雇用者×40万円 補助限度額：1,200万円 ※該当する新規雇用者1人につき1回限り

【工場等新增設奨励金制度】

取得した資産の固定資産税相当額（上限額500万円） ※1社につき1回限り

要件：工場等を新設し、または増設するために新たに要した費用（土地、建物および償却資産の取得費）の合計額が500万円以上

【機械等奨励金制度】

取得した償却資産の固定資産税相当額（上限額200万円）

要件：事業に供する前年中取得の償却資産（事務機器を除く） ※1社につき1回限り

(景気の動向)

景気の動向は、前回の基本計画を策定した平成19年当時から大きく後退してきている。平成20年の「リーマンショック」により景気が急激に悪化し、その後、平成23年に発生した「東日本大震災」による原子力発電所の再稼働問題で、特に関西では、電力供給の制約に関する問題が発生した。

また、欧州の一部の国における財政問題をきっかけとして、世界経済は減速傾向にあり、極めて深刻な円高の状況が続いている。このことが、特に日本の輸出産業にとって競争力の低下につながり、海外での市場の拡大もあり、海外に生産活動をシフトする傾向が強まっている。

本市においても、これまでに新たな立地がある一方で、全体としては、製造業の事業所数や従業者数が減少傾向にあり、前回の基本計画で設定した付加価値額は、目標を大きく下回る結果となった。

その理由としては、全体の事業所数が減っていることに加えて、既存の各企業の売上高が減少していること、さらには、事業所の統廃合により、本市に立地する大企業が撤退及び撤退表明する事態となっていることが大きく影響していると考えられる。

業種別で見ると、付加価値額の減少額の大きな主な業種は、「繊維工業」、「電子部品・デバイス・電子回路」、「化学工業」となっている。

(特色ある立地企業)

本市には次のような特色ある企業が立地・操業している。

・機械・金属加工関連産業

①先端関連産業

先端関連産業としては、[富士発條株] がバネ製造で培った技術を生かし、ハイブリッドカー等に搭載する二次電池部品の技術開発で最先端の事業を展開している。また、電子部品・半導体部品の設計・製造を手がけ、国際展開する企業 [株東京ウェルズ] が立地し、高速テーピング機等を生産する関西の拠点工場となっている。

〈主要企業〉

- * 富士発條株 [二次電池部品製造]
- * 株東京ウェルズ 関西事業所 [電子・半導体部品製造]
- * 株タクミナ生産本部 [ポンプ、液体制御機器製造]

②金属加工・電機関連産業

金属加工関連産業は、太平洋戦争中に大阪のスプリング工場が疎開してきたことがきっかけに始まり、日本の高度経済成長とともに増大する需要に応じて、自動車や車両、弱電産業へと供給の範囲を広げながら発展、集積を高めている。今日では、コンピューター用のわずか数ミリのものから、工業用の大きなスプリングまで出荷しており、様々な金属加工技術に発展している。

〈主要企業〉

- * ㈱笠谷スプリング工場 [バネ製造]
- * 和田山精機(株) [精密金型製造]
- * 竹森鐵工(株) [溶接金網・鉄筋加工]
- * ユニタイト(株) [ねじ・鍛造部品製造]
- * 多田スミス [ガス湯沸器部品・アルミダイカスト部品製造]
- * ㈱早木電機 [ダイオード・サーミスター製造]
- * ユウキメタルテック(株) [アルミ製品加工]
- * オクトー電器 [精密機械器具製造]

・環境共生・地域資源活用関連産業

①食品加工関連産業

食品加工関連産業は、高度成長を背景として地域の資源を活用した製菓、総菜食品等の立地、京阪神都市圏の消費地の近傍に位置する位置的条件に誘引された工場により、集積を形成している。さらに、最近では特産品である「岩津ねぎ」のブランド化を推進し、新しい需要開拓を行いながら「地産地消」の観点から農商工連携による地域の取組が始まっている。

〈主要企業〉

- * ㈱播磨屋本店 [米菓子製造]
- * 但馬屋食品(株)朝来工場 [油揚げ製造]
- * フジッコ(株)和田山工場 [塩吹昆布・煮豆製造]
- * 山芳製菓(株)関西工場 [スナック菓子製造]
- * ㈱佳長 [えびせんべい等製造]
- * ㈱和田山農産 [ジャム・マーマレード製造]

②衣服製品関連産業

衣服製品関連産業は、良質の労働力に誘引された大手繊維メーカーの下着類の関連工場の立地により集積形成された。繊維産業全体が低迷している中で諸外国との競争に勝てる高付加価値製品を製造している工場もある。

〈主要企業〉

- * グンゼ(株)梁瀬工場 [下着類製造]

③環境関連産業

環境関連産業は、大都市近郊の交通の要所という位置的条件と安定した地盤をもつ安全性からの地理的条件から企業集積を高めている。ポリエステル、エンジニアリングプラスチック、粉体塗料の工場、技術力の高い印刷工場などが立地している。

〈主要企業〉

- *三和加工(株)生野工場 [ポリエチレン樹脂発泡体等製造]
- *精工産業(株) [精密射出成型加工]
- *(株)メプコ [粉体塗料製造]
- *シーレックス(株)兵庫工場 [シール・ラベル製造]
- *サンポリマー(株) [工業用ゴム製造]
- * (有)アウラー [業務用生ごみ処理機等製造]

④流通関連産業

流通関連産業は、交通の要所という立地条件に誘引され、靴等の通信販売の拠点として300人以上の雇用を抱える企業及び大手飲料メーカーの物流センターの立地がある。

〈主要企業〉

- *ヒラキ(株)生野事業所 [物品販売業]
- *近畿コココーラボトリング(株)北近畿支店 [物流センター]

・観光関連産業

①宿泊業

竹田城跡への観光入込客数の増加により、市内への宿泊需要は高まっている。

〈主要企業〉

- *ホテルサンルート和田山
- *和田山ホテル

②食品加工関連産業（再掲）

3) インフラの整備状況等

(大学・教育機関)

・兵庫県立大学

朝来市から近い大都市の姫路市等には兵庫県立大学があり、理学部、自然・環境科学研究所、高度産業科学技術研究所、環境人間学部を抱えている。また、理学部がある播磨科学公園都市には世界で最高性能の大型放射光施設 [S P r i n g - 8] があり、世界的な最先端の研究が進められている。さらに、兵庫県立大学の神戸学園都市キャンパスには、大学院経営研究科産学人材育成センターがあり、地域の人材育成等に取り組んでいる。

・高校（兵庫県立和田山高等学校、兵庫県立生野高等学校）

市内には、兵庫県立和田山高校（総合学科）と兵庫県立生野高校（普通科）の2校があり、両校とも地元企業に多数の就職者を輩出するなど、貴重な人材供給源となっている。

(職業教育機関)

・兵庫県立但馬技術大学校

同じ但馬地域内の豊岡市には、兵庫県の技術教育の中核施設である兵庫県立但馬技術大学校があり、自動車、情報、建築、機械制御の4学科からなり、工学の実習・演習に力を入れており、近辺の企業との密接な交流に力を入れている。

(公設試験研究機関・産業支援機関)

・兵庫県立北部農業技術センター

兵庫県立北部農業技術センターは、但馬の自然や立地条件を生かした特産品づくりを目指し、平成5年に設立され、74haの広大な敷地は県営施設としては日本で最大の規模を誇り、県北部地域における農業技術の試験・研究拠点として、農業、畜産、加工・流通の3部門の特産品開発などを行っている。

・兵庫県立森林林業技術センター（緑化センター）

兵庫県立森林林業技術センター（緑化センター）は、森林の恵みを大切にしながら県北部地域の林業振興や農山村の活性化を図るため、地域に密着した実用的な試験研究を行っている。

・兵庫県立水産技術センター（内水面漁業センター）

兵庫県立水産技術センター（内水面漁業センター）は、アユ、イワナ、チョウザメなど淡水漁業の研究とともに、展示公開・教育機能を持つ施設である。

・兵庫県立工業技術センター

兵庫県立工業技術センターは、依頼試験や共同研究、技術相談などに取り組む県内中小ものづくり企業を対象とした公的試験研究機関である。本部は神戸市にあるが、但馬地域での出張セミナーや技術相談等にも取り組んでいる。また、高度なニーズに対応できる先端研究開発や産学連携・交流機能を有する開放型の研究開発施設として、新研究棟「技術交流館」を平成24年10月に開設した。

・公益財団法人ひょうご産業活性化センター

公益財団法人ひょうご産業活性化センターは、中小企業の経営の革新及び創業の促進、経営基盤の強化等のための各種事業等を行う、兵庫県外郭の支援機関である。県内への企業誘致に取り組むひょうご・神戸投資サポートセンターも組織内にあり、本市とも連携を取りながら、これまで誘致活動に取り組んでいる。

(工業用地・用水)

本市には、現在、生野工業団地、和田山工業団地、山東工業団地があり、それぞれの団地では、現在15社が活発に操業しており、地域住民の雇用の場の創出とともに、まちの活性化の一翼を担っている。

現在のところ、朝来市への立地を検討されている企業に対する用地の紹介については、

民間の用地を紹介するにとどまっている。即応性の観点からも、市が所有・分譲できる工業団地の整備が求められている。

なお、工場適地は数ヶ所あり、朝来市に進出を希望する企業に対して土地所有者との調整、立地企業の必要に応じた団地整備・インフラ整備等の支援についても関係機関と協力しながら対応している。

また、安定した地盤により、地震が非常に少ない地域であるとともに、豊かな河川により、良質な水資源に恵まれた地域（朝来地区）でもある。用水条件の良さは、食品工場等の立地にも現れている。

4) 目指す産業集積の概要について

本市には、地場産業である「金属バネ」産業とそれから発展した金属加工等の先端産業、酒、食品等従来からの地域資源を活用した産業、古い歴史を持つ繊維産業等の集積があり、これら既存企業のさらなる高度化、新分野への進出を積極的に支援して、持続可能な企業づくりを応援するとともに、豊かな自然環境、歴史文化遺産、強固な地盤や豊富な用水等の地域資源、交通の要衝である地理的優位性を活かして更なる企業立地に取り組む。

産業集積の目標像としては、金属加工等の既存技術を基盤とする技術の高度化や新分野進出を目指す「機械・金属加工関連産業」、及び、既存の地域資源の活用や地理的優位性を活かす「環境共生・地域資源活用関連産業」の2つの産業集積の拡大を引き続き図ることとする。また、「地域資源活用関連産業」の中に、新たに「観光関連産業」を含め、竹田城等による交流人口の増加に対応した産業集積を図る。

さらに、既存企業や新たに立地した企業の超付加価値型産業化、高産業集積及び高産業連関の強化を図り、地域資源を生かした「創業・第二創業」の支援を充実するとともに、「農商工連携産業」の集積、振興等も進め、市内の経済循環を高め、地域経済を活性化させることに結びつけることを目指す。

(2) 具体的な成果目標

	現状 (平成 24 年)	計画終了後 (平成 29 年)	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	259.7億円	273.6億円	5.4%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 用地等の整備 用地の確保・開発 (朝来市)	工業団地の整備 リスト化された工場適地情報の更新と提供				
2 事業環境整備					
①交通基盤の充実 (朝来市、兵庫県)	J R線の利便性向上及び高速道路料金の負担軽減の要望				
②企業立地優遇策の 充実(朝来市、兵庫 県)	兵庫県産業集積促進条例等による企業誘致の促進 市独自の企業立地優遇策の充実				
③環境共生対応への 支援(朝来市)	省エネ対策に関する優遇策の検討、緑地率緩和の検討				
3 経営基盤の強化					
①人材育成・確保支 援 (商工会、朝来市、 兵庫県、高校等)	人材育成に係る研修、セミナー等の実施 雇用セミナーや高校生キャリアセミナー等の実施 事業所ガイドブックの作成・配布				
②企業間連携の促進 (商工会、朝来市)	同業種・異業種交流の場の設定				
③技術・経営相談、経 営革新、高度化支 援 (支援機関、大学、 商工会、朝来市)	定期的な企業訪問活動とコーディネート活動 移動工業技術センターによる企業訪問 兵庫県立大学等との産学公連携の促進				
④販路開拓支援 (商工会、朝来市)	ビジネスマッチング等の展示会出展支援				
⑤創業・第二創業支 援(商工会、朝来市)	創業・第二創業の環境整備				
4 体制整備					
①リーダーシップの発 揮(朝来市)	首長自らリーダーシップの発揮・先頭に立った訪問活動				
②誘致活動の展開(朝来 市、商工会、兵庫県)	市と商工会、県が協力し、誘致活動を展開				
③企業立地PR活動 (朝来市、兵庫県)	企業立地パンフレットの作成・配布				
④ワンストップ体制の 充実 (朝来市)	地域産業創出支援センター(仮称)による企業支援 企業立地相談窓口と各課との連携強化				
⑤企業立地後の支援 (朝来市)	立地後のアフターケア				
5 その他配慮事項 (朝来市、兵庫県)	市及び県の企業に対する環境保全指導				
6 その他重要事項					
①朝来市地域産業活 性化協議会(朝来市 経済成長戦略会議)	基本計画の進捗状況の管理				

2 集積区域として設定する区域 (区域)

集積区域は、兵庫県朝来市である。

区域の内、自然公園法（昭和32年法律161号）に規定する自然公園地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区については、集積区域から除いている。

なお、設定する区域は、平成24年12月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

- 集積区域
- 自然公園法に規定する区域図
- 鳥獣保護区
- 高速道路
- 国道
- 県道（主要地方道）
- 鉄道（JR）



(集積区域の可住地面積)

当集積区域の可住地面積は、6,513haである。

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

本市は、長い歴史と伝統を持つ生野町・和田山町・山東町・朝来町の4つの町が合併して平成17年4月1日に誕生した。各町は従来から、自然・歴史・文化等において一体性が強く、現在、市内にある工業団地間の距離も一般道路を利用して30分以内という短時間でのアクセスが可能であり、それ以外の市内に立地している主要企業(工場等)間の距離についても同程度である。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき地域は、「設定なし」である。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

工場立地法に特例措置を実施しようとする区域は、「設定なし」である。

工場立地法の特例措置の導入については、今後、企業ニーズや立地環境を踏まえながら適切に対処するものとする。

5 集積業種として指定する業種

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

- ・ 機械・金属加工関連産業
- ・ 環境共生・地域資源活用関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

・機械・金属加工関連産業

- 2 3 非鉄金属製造業
- 2 4 金属製品製造業
- 2 5 はん用機械器具製造業
- 2 6 生産用機械器具製造業
- 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 2 9 電気機械器具製造業（X線装置製造業、医療用電子応用装置製造業、医療用計測器製造業を除く）
- 3 1 輸送用機械器具製造業（船舶、鉄道を除く）
- 5 4 機械器具卸売業

・環境共生・地域資源活用関連産業

- 0 9 食料品製造業
- 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ・飼料を除く）
- 1 1 繊維工業
- 1 2 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 1 3 家具・装備品製造業
- 1 4 印刷・同関連業
- 1 6 化学工業（塩製造業を除く）
- 1 8 プラスチック製品製造業
- 1 9 ゴム製品製造業
- 3 9 情報サービス業
- 4 4 道路貨物運送業
- 4 8 運輸に附帯するサービス業
- 5 1 繊維・衣服等卸売業
- 5 2 飲食料品卸売業

(観光関連産業)

- 0 9 食料品製造業（再掲）
- 7 5 宿泊業

(2)(1)の業種を指定した理由

・機械・金属加工関連産業

地場産業である「金属バネ」産業、バネ技術を生かしハイブリッドカー用等二次電池部品を製造する企業等の集積があるが、これら既存産業の高度化、蓄積された技術（資源・人材・技術等）の連携により創出される新たな製造業の集積を図ることが必要と考え、引き続き指定集積業種とした。

・環境共生・地域資源活用関連産業

地域資源を活用して成長してきた食品産業、良質の労働力を求めて立地した繊維産業、大都市圏への近さと交通の要所とを活かした素材系の発泡スチロール、プラスチック、塗料等のファインケミカル産業等の集積があるが、今後はさらにこれら地域資源の活用、環境に配慮した産業の集積形成を図る必要がある。

地域特産品である「岩津ねぎ」を活かした農商工連携事業への取組も始まっており、これらを含め地域特産品を使った新商品の製造等による集積拡大を図る。また、但馬・山陰地方と京阪神圏を結ぶ交通の要所を活かした物流センターなどの物流関連産業の立地を目指すことが引き続き必要と考え、指定集積業種とした。

(観光関連産業)

地域資源である竹田城跡の観光入込客数が急増している背景を踏まえ、その経済波及効果を市内で受け止めることが必要である。しかしながら、現状では波及効果を受け止める企業が少なく、まずは、地域の特産品や農産物を活用した土産物開発による消費や、飲食店等の消費拡大を目指すことが必要である。また、観光による客単価が大きいのは宿泊需要である。現在では、宿泊施設も限られているといった課題がある。

そこで、土産物に対応する食料品製造業及び宿泊業の立地を目指すことが新たに必要と考え、指定集積業種とした。

以上のことから、上記業種を指定業種とすることにより地域経済に与える影響は極めて大きなものになると考えられる。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	5件
指定集積業種の製品出荷額等の増加額	29.5億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	220人

- 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

・用地の確保・開発 [朝来市]

大規模な企業立地に際しては、企業の進出決定から、必要に応じた団地整備等の支援についても関係機関と協力しながら対応する。

また、これまでに整備した工業適地リストを活用して時点修正を行い、立地を希望する企業への情報提供を行う。また、事業の縮小・撤退等により遊休地化する可能性のある土地については、所有者の利活用の意向等を把握し、工業適地として速やかに引き継ぐことができるように努める。

（事業環境整備に関する事項）

・交通基盤の充実 [朝来市、兵庫県]

鉄道は、JR播但線の電化・高速化への要望を継続して行うとともに、JR山陰線の高速化等を関係機関と一体となって進める。

播但連絡道路及び北近畿豊岡自動車道の利用負担の軽減を要望する。

・企業立地優遇支援 [朝来市、兵庫県]

「兵庫県産業集積促進条例」を活用して企業の立地促進を図るとともに、朝来市の企業立地優遇策として「企業誘致及び雇用促進奨励金」、「工場等新增設奨励金」、「機械等奨励金」によって、工場の新設や増設、設備更新等に対する支援を行う。

・環境共生対応への支援 [朝来市]

企業が行う省エネ対策や環境対応に関する優遇策を検討するとともに、工場立地法の緑地率緩和を検討する。

（人材育成・確保に関する事項）

・人材育成・確保支援 [商工会、朝来市、兵庫県、高校等]

人材育成に係る研修、セミナー等については、引き続き企業のニーズに応じた取り組みを実施する。

また、雇用セミナー、高校生キャリアセミナー、合同企業説明会、事業所ガイドブックの作成・配布等を継続して行い、市内企業の雇用拡大やUターン、Iターン、Jターンに結びつく施策を実施する。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

・企業間連携の促進 [商工会、朝来市]

市内製造業のアンケート結果を見ると、半数以上の事業所が連携事業に「関心がある」と回答しており、具体的な連携ニーズを汲み取りながら、企業間の連携促進に取り組む。

・ **技術・経営相談、経営革新・高度化支援** [支援機関、大学、商工会、朝来市]

市内企業の技術・経営相談、経営革新・高度化支援に取り組むため、他の企業や支援機関、大学等を紹介する専門のコーディネーターを設置し、積極的な企業訪問活動を行う。

また、兵庫県立技術センターの相談事業（移動工業技術センター）も活用しながら、市内企業の技術相談や高度化支援の体制を整える。

産学公連携の促進に取り組み、兵庫県立大学とは連携協定締結を目指す。

・ **販路開拓支援** [商工会、朝来市]

市内企業が独自の技術や製品を情報発信し、販路開拓につなげるために、神戸や大阪、首都圏で開催されるビジネスマッチング等の展示会出展を行う際の支援を行う。

・ **創業・第二創業支援** [商工会、朝来市]

企業誘致だけでなく、市内で創業を興しやすい環境を整備し、安価な賃料で借りられる空間を用意するほか、事業相談や販路開拓等のきめ細かな創業支援環境の整備を図る。

・ **リーダーシップの発揮** [朝来市]

本市では、市長をトップとして市内企業の会社訪問を実施し、経営状況や企業ニーズ等の把握に努めており、今後も流出防止のために、また企業立地の促進においても市長自ら迅速な誘致活動（トップ・セールス）に取り組む。

・ **誘致活動の展開** [朝来市、商工会、兵庫県]

市と商工会の誘致活動における連携を十分に図るとともに、県の企業誘致機関である「ひょうご・神戸投資サポートセンター」とも密接に情報交換を行い、迅速な対応で誘致活動を展開する。

・ **企業立地PR活動** [朝来市、兵庫県]

優遇制度の充実等に伴い、適宜、企業立地パンフレットの更新を行い、積極的な企業立地PR活動に取り組む。

・ **ワンストップ体制の充実** [朝来市]

企業相談、農商工連携、創業に関するそれぞれのコーディネーターを配し、市内企業を継続支援できる体制として「朝来市地域産業創出支援センター（仮称）」を整備する。

また、市役所内では、企業立地相談窓口である経済振興課と立地に係る関係課との連携強化を図り、迅速な企業誘致に結びつけることを目指す。

・ **企業立地後の支援** [朝来市]

立地決定後のアフターケアにも心がけ、企業訪問を今後も継続して積極的に実施し、企業立地後の支援も継続的に努める。

(その他配慮事項)

・企業に対する環境保全指導 [朝来市、兵庫県]

行政が一体となり、企業に対して大気汚染防止法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、朝来市生活環境保全条例等の遵守の徹底を図るとともに、企業活動の環境管理体制等の監視を行いながら地域の環境保全と創造に努めるものとする。

(その他重要事項)

・朝来市地域産業活性化協議会（朝来市経済成長戦略会議）[朝来市]

本基本計画の進捗状況を管理し、柔軟な修正対応を図っていくために、協議会を開催し、進捗状況の評価を行う。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境保全等に関する事項)

・公害関係法令の遵守徹底

本市は、自然環境に恵まれ、豊かな文化を持つ地域であり、この自然環境を維持し、より豊かにするという基本姿勢のもと、事業者は大気汚染防止法等の公害関係法令の遵守を徹底し、発生施設の改善、対策の徹底、環境管理体制・機能の強化等に努め、行政は企業に対する法令遵守の徹底を働きかけ、事業者、行政が一体となって地域の環境保全と創造に努めるものとする。

・兵庫県条例（兵庫県環境の保全と創造に関する条例）の遵守と参画

兵庫県は、環境先進県として独自の取組と対策を講じてきているが、平成7年に「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」を制定し、現在では「第3次兵庫県環境基本計画」（平成21年）に基づき、次世代に継承する環境適合型社会の形成を目指し、環境施策の展開を図っている。事業者は、この計画に基づく各種の規制を遵守し、美しい環境を創造していくものとする。

また、この計画に沿って「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成12年）、「兵庫県分別収集促進計画（第6期）」（平成22年）などが策定されており、事業者はこれらの諸計画の趣旨・目的等を十分に理解し、積極的に参加することとする。これにより、徐々に市民、行政、事業者が協働した地域の環境への新しいスクラムを機能させる。

・朝来市生活環境保全条例の遵守

本市は、平成21年に「朝来市生活環境保全条例」を制定し、それに基づき平成22年に「朝来市環境基本計画」を策定した。この計画は、朝来市の望ましい環境像である「人と自然が共生する 歴史と交流のまち 朝来市」を実現するために、「地球環境への貢献」「環境の保全と創造」「循環型社会の構築」「参加と協働」の4つの基本理念に

基づいて、環境の保全に関する基本的な事項を定め、企業にも参画を促す。

また、平成22年に策定した「朝来市第6期分別収集計画」、平成24年に策定した「朝来市地域新エネルギー・省エネルギービジョン」及び「朝来市バイオマス活用推進計画」に即した企業活動を促進する。

・住民の理解を得るための取組み

市民の良好な生活環境の保全及び創造を図ることを目的として、県、市、住民代表者、事業所代表者、学識経験者等から構成する朝来市環境審議会を設置している。この審議会では、市民の良好な環境の保全に影響を及ぼすことが予想される工場等の進出に対し、企業側に改善を指導し、また住民の不安の解消に努めるなど地域住民の理解を得るための取組みを行っている。

(地域の安全確保等に関する事項)

・安全な市民生活の確保

(1) 兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民との連携

地域住民が行う自主防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

(2) 工業団地の整備にあたっては、道路等への街灯の設置、進出企業の要望を受けた歩行者専用道路の設置等を行うほか、所轄の警察署と協議を行い、歩行者が安全に通

行できるように、歩道の設置、信号機の設置、駐車禁止対策等の防犯対策を早期に進める。

(3) 企業立地にあたって、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等があり、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図っている。

(4) 今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

・朝来市での取組状況

本市では、現在、きめ細かな防犯等の取組を進めており、市職員が業務中や移動時に市内をパトロールする「あさごみまわり隊」を結成し、全公用車による防犯や交通安全に努めている。また住民の自主的な取組も開始され、各地域で児童の下校を見守る「みまもり隊」、地域の安全・安心を守る「まちづくり防犯グループ」等が活動をはじめている。こうした住民の防犯等の取組を支援するよう事業者等にも働きかけ、地域の各主体が一体となって防犯等の徹底を図る。

・朝来市総合計画、農振計画、都市計画マスタープランとの整合

企業立地等による産業集積の形成にあたっては、「朝来市総合計画」、「農業振興地域整備計画」、「都市計画マスタープラン」等の総合的土地利用計画との整合性を十分に配慮し、諸事業を進めることとする。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

当該区域において、今後実施される施設整備に必要な土地の確保に関連して、農用地等として利用されている土地の整備が必要となる場合には、その施設整備の進捗状況に応じて順次対処していく。また、農業の振興発展のため、必要な農用地整備事業については一層の推進を図るものとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成29年度末日までとする。